

普通預金口座等を開設されるお客さまへ

松本信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設について

当金庫では、長期間利用されていない預金口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するため、令和3年4月1日（木）以降に新規開設いただく預金口座につきまして、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。また、本手数料新設に伴いまして、預金規定を改定させていただきますので、ご不明点等は窓口・担当者までお問合せ下さい。

記

1. 未利用口座管理手数料の新設について

項目	内容
対象預金の種類	令和3年4月1日（木）以降開設された普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金口座
未利用となる口座	最後にお預入れまたは払戻し（預金口座のお利息の入金、本件手数料の引き落としを除く）から2年以上、お預入れまたは払戻しがない預金口座。 ※ 紛失・盗難などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となります。
対象外となる口座	次の場合は対象となりません。 ・預金口座の残高が10,000円以上の場合 ・当金庫でお借入れがある場合 ・他の金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がある場合
手数料金額	年間1,200円（消費税別途）
口座の自動解約	残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった場合、残高（解約利息を含む）を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。 ※ 本手数料のご返却および解約させていただいたお口座の再利用はできません。
キャッシュカード	自動解約となったお口座のキャッシュカードはご利用できません。
手続きの流れ	・未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客さまへご案内を郵送します。 ・ご案内郵送後、一定期間（約2カ月）経過後もお取引がない場合、所定の未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としさせていただきます。 ※ 「ご案内」が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

2. 預金規定の改定について

普通預金規定・決済用普通預金規定・貯蓄預金規定に以下の条項を新設いたします。

<p>(手数料の取扱い)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料</p> <p>① 令和3年4月1日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>② 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>③ この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻し請求書によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。</p> <p>④ 前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p>⑤ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。</p> <p>⑥ 解約された口座の再利用はできません。</p> <p>(2) その他手数料</p> <p>① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引き落とします。</p> <p>② 前項にかかわらず当該手数料の引き落としができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。</p>

以上